

水洗便所改造資金借用証書

収(印)入
印(印)紙

(宛先) 榎原市長

※借受人、連帯保証人
両人の実印を押印

年 月 日

※記入しないこと

※収入印紙を貼る

①借用金額が10万円以下
→ 200円の収入印紙

②10万円を超え50万円以下
→ 400円の収入印紙

③50万円を超える
→ 1000円の収入印紙

借受人
住所
氏名 (電話) (印)

連帯保証人
住所
氏名 (電話) (印)

※実印を押印

※ボールペン等で全て記入する

水洗便所改造資金を次のとおり借用いたしました。

借 用 金 額	金 円也	※記入しないこと
利 息	無 利 子	
借 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
償 還 方 法	月の均等分割払とし、1回目 円、2回目以降 円ずつ 年 月 日を始期とし、その後毎月25日までに償還する。	
借 用 条 件	裏面記載のとおり	

(注1) 印紙税法(昭和42年法律第23号)別表第1に掲げる金額に応じた収入印紙を貼付すること。

(注2) 本書に借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添付すること。

(注3) 印鑑は、登録印鑑を押印すること。

裏面あり

借用条件

- 1 貸付資金は、貸付対象となった工事以外の用途に使用しないこと。
- 2 貸付資金の償還は橿原市上下水道事業出納取扱金融機関及び橿原市上下水道事業収納取扱金融機関における預金口座振替により納付すること。
- 3 指定された納付期日までに引落がない場合、民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率で計算した遅延損害金を支払うこと。
- 4 貸付けを受けたもので、次の各号のいずれかに該当する場合は、その貸付金の月賦償還の未納付金は速やかに完納すること。
 - (1) 月賦償還を納付期日までに納付しないとき。
 - (2) 貸付金の完納前に、その施設を他人に譲渡したとき。
 - (3) 貸付金の完納前に、その施設を廃止し、又は使用を中止したとき。
 - (4) 虚偽の申請又は不正の行為等があったとき。
- 5 住所又はその施設の所有権等及び連帯保証人に異動が生じたときは、異動届により速やかに届け出て承認を受けること。
- 6 連帯保証人は借受人と連帯し、借用証書に記載されたことを履行し、借受人が月賦償還の義務を怠ったときは、連帯保証人が完納すること。
- 7 橿原市下水道条例、橿原市下水道条例施行規程、橿原市水洗便所改造資金貸付基金条例及び橿原市水洗便所改造資金貸付基金条例施行規程に定める諸規定を遵守すること。

下記の金融機関に口座振替により納付しますので届け出ます。

金融機関	<input type="text"/>	銀行 信用金庫 農業協同組合	<input type="text"/>	支店		
預金口座	1 普通預金	口 座 番 号				
	2 当座預金	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
預金者氏名	<input type="text"/>					

※ボールペン等で全て記入する